

フランチャイズ契約書

●●●株式会社（以下、「甲」という。）と▲▲▲▲（以下、「乙」という。）とは、以下のとおりまつげエクステンションサービスに係るフランチャイズ契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 （定義）

本契約において用いられる以下の用語は、以下の意味で使用ように定義される。

① まつげエクステンションシステム

甲が開発し展開し統括する本FCチェーンに属する店舗を運営するための各種マニュアル、文書、図画、経営指導及びコンピュータを用いた運営システムの総称であり、~~それらが有機的~~一体をなし、本FCチェーンに属する店舗の運営に供されるものをいう。以下、単に「本FCシステム」という。

コメントの追加 [M1]:

不要な用語を削除し、本FCチェーンという用語を統一して使用するようになりました。

② まつげエクステンション

化学繊維から作られた人工のまつげをグルー~~（瞬間的に接着するもの）~~を使用して自自分のまつげに装着するサービス。

③ ロイヤルティ

乙が、本契約に基づき甲から許諾を受ける商標等の継続的使用、甲による情報・経営ノウハウの提供、経営の指導の対価として、甲に対して負担するロイヤルティをいい、詳細は第7条に定める。

コメントの追加 [M2]:

ロイヤルティの定義が抜けていたので追加しました。

④ ~~平均ロイヤルティ~~

~~本件店舗の営業開始日の属する月から本件店舗の営業終了日の属する月~~

コメントの追加 [M3]:

平均ロイヤルティは使用していないとのことでしたので削除しました。